

第 43 回医療倫理委員会

日 時：令和 5 年 2 月 3 日（金）～2 月 9 日（木）

場 所：イントラネット上での会議・審査

出席者：根津院長、弓場副院長、柳副院長、関井副院長、松本副院長、坪田副院長
雨宮健康管理センター所長、富田事務局長、大谷看護局長、竹内薬剤部長、
干場総務課長

書記：総務課長／干場

議題： 消化器内視鏡に関連する疾患・治療手技データベース構築

（責任医師/申請医師 山本 光成 部長・消化器内科医師）

◇医療行為等の概要

○医療行為等の対象及び実施場所

消化器内視鏡被検者 、 大阪中央病院 内視鏡検査室

○医療行為等における医学倫理的配慮について

①医療行為等の対象となる個人の人権擁護

被検者の個人情報とはオフラインで対応表を作成した上で匿名化し収集する。

②医療行為等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

オプトアウト方式で行う。

③医療行為等によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮

データを匿名化することで、個人情報は保護する。

④予測される医学上の貢献

全国規模のデータ集計・分析を行うことで医療の質の向上に貢献する。

◇医療倫理委員会での審査を必要とする理由

本件は令和元年 7 月 31 日に開催された医療倫理委員会で承認されているが、この度の臨床研究実施計画書（Ver.11.0）の改定に伴い、再審査が必要となったことによる。

◆審査結果

承認（詳細は別紙「医療倫理委員会審査結果通知書」参照）

以 上